

議案第19号

三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例の制定について

三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成25年2月19日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市職員の特殊勤務手当条例の一部を改正する条例

三田市職員の特殊勤務手当条例（平成18年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表衛生業務手当の項中「ごみ」の次に「若しくはし尿」を加え、「環境センターに勤務する職員でし尿の収集・処理業務に直接従事したとき」を削り、同表クリーンセンター・環境センター作業長手当の項及びクリーンセンター・環境センター班長手当の項を次のように改める。

クリーンセンター 作業長手当	クリーンセンターに勤務する作業 長及び副作業長	月額 5,500円
クリーンセンター 班長手当	クリーンセンターに勤務する班長	月額 3,300円

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。